

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
◎告示（高知県職員倫理条例第2条第1項第3号の任命権者が定める法人等）の一部改正（人事課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	1
○争議の予告（雇用労働政策課）	1
○毒物劇物取扱者試験の実施（医事業務課）	2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置（漁港漁場課）	2
高知県公営企業局管理規程	
◎香南工業用水道運転保守規程	2
◎鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程	3
正 誤	
○正誤（平24・6・15付け 告示）	5

告 示

高知県告示第423号

平成12年12月高知県告示第673号（高知県職員倫理条例第2条第1項第3号の任命権者が定める法人等）の一部を次のように改正する。

平成24年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 中「、社団法人高知県建設技術公社、財団法人高知県産業振興センター、財団法人高知県牧野記念財団及び財団法人高知県観光コンベンション協会」を「及び社団法人高知県建設技術公社」に改める。

高知県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年6月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 庄田伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字竹ヶ谷5997番から高岡郡日高村下分字上ノ首2652番1まで	前	4.6 }	403
	後	5.1 }	
		51.0	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年6月7日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年6月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年6月7日	特定非営利活動法人いたみ医学研究情報	川崎 元敬	南国市岡豊町小蓮高知大学医学部整形外	人から痛みを取り除くことは医療分野における大きな命題の一つであるが、痛みは心も含めた個人の感情にも依存することが知られて

センター	科教室内	内容
		おり、痛みを全人的に治療する手段は確立されていない。また痛み症状の緩和に関しては昨今の情報氾濫により、科学的根拠の伴わないビジネス広告も多くみられているがそれらを科学的目線から審査するシステムも確立されていない。本法人は、主に痛みの診療や研究に携わる多領域の医療従事者や痛みに関心を持つ者が集まり、痛みをより科学的な面から追及することを目的とする。そして事業活動を通じ、市民にとって有益な痛み治療の発展および、根拠に基づいた情報の発信を行う。また、研究成果を社会に広く啓発すると同時にその医療を担う人材を育成し、この分野の医療・研究の指導的な役割を果たすことを目指す。

平成24年6月7日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり協議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成24年6月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- 夏期一時金について
- 夏期休暇について
- その他の要求について

2 日時

平成24年6月18日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農薬用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成24年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成24年8月28日（火）午後1時30分から午後3時まで	高知市永国寺町5番15号 高知県立大学永国寺キャンパス	平成24年7月13日（金）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける（郵送による場合は、平成24年7月27日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	平成24年8月28日午後3時30分から		

2 提出書類

- (1) 受験願書（県所定の様式によること。）
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から6月以内のものに限る。）。ただし、日本国籍を有しない者にあつ

ては、外国人登録原票記載事項証明書又は国籍が記載された住民票（発行の日から6月以内のものに限る。）

(3) 写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。）

3 受験手数料

10,500円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

4 願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）

高知県健康政策部医事業務課

5 その他

詳細については、高知県健康政策部医事業務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。

なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成24年6月19日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 土佐市宇佐町橋田 宇佐漁港船舶保管施設用地

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長10.0メートル、船幅2.0メートル）

(2) 土佐市宇佐町新町 宇佐漁港新町-4.0メートル岸壁合護岸背後

ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長10.0メートル、船幅2.0メートル）

イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.0メートル、船幅2.0メートル）

(3) 須崎市浦ノ内灰方 宇佐漁港船揚場前水域

ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長20.0メートル、船幅3.0メートル）

イ F R P 船2隻（船名及び船舶番号不明、船長6.0メートル、船幅1.2メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、漁港漁場整備法第39条の2第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保管に要した費用を請求するものとする。

公営企業局管理規程

香南工業用水道運転保守規程を次のように定める。

平成24年6月19日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第15号

香南工業用水道運転保守規程

目次

- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 運転（第4条-第8条）
- 第3章 保守（第9条-第14条）
- 第4章 事故対策（第15条-第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、香南工業用水道施設（以下「施設」という。）の運転及び保守について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「運転」とは施設の中央監視室、中央ポンプ場、取水井、接合井、配水池及び管路における機器の操作（当該操作に付随して行う業務を含む。）を、「保守」とは施設の維持管理のために行う定期又は臨時の点検手入れ作業（当該作業に付随して行う業務を含む。）をいう。

第3条 運転及び保守は、公共及び従事者の安全を優先条件として、需要者に計画量の工業用水を供給することを原則とする。

第2章 運転

（機器の操作）

第4条 送水ポンプ、取水ポンプ及びこれらの関連機器の操作は、自動及び手動の操作機能を有するものについては、自動操作によることを原則とする。

2 総合制御所（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第2条に規定する高知県公営企業局総合制御所をいう。以下同じ。）の長（以下「所長」という。）は、機器の操作に当たっては、あらかじめ表示装置の確認その他安全に関する処置等について指示しておかなければならない。

（送水ポンプの均等運転）

第5条 所長は、特別の場合を除き、各送水ポンプの月間運転時間をほぼ均等となるようにしなければならない。

<p>(送水管の通断水)</p> <p>第6条 所長は、送水管の通水又は断水を行うに当たっては、送水管に異常な衝撃を与えることのないように送水ポンプ、吐出弁、制水弁、空気弁、泥吐弁等に総合制御所の職員（以下「所員」という。）を配置して、相互に連絡を保ちながら機器の操作又は監視を行わなければならない。</p> <p>(給水の制限及び停止)</p> <p>第7条 所長は、工事その他の理由により給水を制限し、又は停止しようとするときは、高知県公営企業局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>(運転に関する記録)</p> <p>第8条 所長は、香南工業用水道運転月報に必要事項を記録しておかなければならない。</p> <p>第3章 保守 (点検手入れ計画の作成)</p> <p>第9条 所長は、毎年3月31日までに翌年度の局長が別に定める点検手入れ年間計画表を作成し、これを適当な場所に掲示するとともに、所員に周知しなければならない。</p> <p>2 所長は、毎月末日までに翌月の点検手入れ計画を作成しなければならない。</p> <p>(点検周期及び作業分担)</p> <p>第10条 点検手入れの周期及び作業分担区分は、局長が別に定める点検基準表によるものとする。</p> <p>(保守に関する記録)</p> <p>第11条 所長は、保守を行った場合は、その内容を記録しておかなければならない。</p> <p>(作業安全)</p> <p>第12条 所長は、局長が別に定める作業安全標準に従って作業を行わなければならない。</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 所長は、第10条の点検基準表により設備の巡視点検を行わなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定により巡視点検を行った場合は、局長が別に定める巡視点検票に必要事項を記録しておかなければならない。</p> <p>(設備台帳等)</p> <p>第14条 所長は、設備台帳を備え、設備の点検、修理等の経過を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 所長は、設備に変更を生じた場合は、その都度速やかに設備台帳、関係図面等を訂正しなければならない。</p> <p>第4章 事故対策 (事故の防止)</p> <p>第15条 所員は、正常な運転を阻害する事故が発生するおそれのあることを認めた場合は、速やかに所長に報告しなければならない。ただし、直ちに措置する必要がある場合は、事故を防止</p>	<p>するための措置を施した後遅滞なく所長に報告しなければならない。</p> <p>(事故に関する記録)</p> <p>第16条 所長は、事故が発生した場合は、その種類、原因、状況、時刻、処置、連絡先その他の必要事項を記録しておかなければならない。</p> <p>(非常出勤)</p> <p>第17条 所長は、事故のため正常な運転若しくは保守ができなくなった場合又は暴風雨等のため事故の発生が予測される場合は、所員を非常出勤させて事故の復旧に当たらせることができるものとする。この場合においては、予測される事態に対処するため必要な人員を待機させることができる。</p> <p>2 所員は、非常出勤の際の連絡先を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(作業援助)</p> <p>第18条 所長は、事故の復旧作業等に当たって所員のみでは作業の遂行が困難であると認めた場合は、電気工水課長（高知県公営企業局組織規程第3条に規定する本局の電気工水課の長をいう。次項において同じ。）及び発電管理事務所長（同規程第2条に規定する高知県公営企業局発電管理事務所の長をいう。同項において同じ。）に対し援助を要請することができるものとする。</p> <p>2 電気工水課長及び発電管理事務所長は、所長から前項の規定に基づく要請を受けたときは、直ちに援助しなければならない。ただし、特別の理由により要請に応ずることができないときは、局長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(警報に対する措置)</p> <p>第19条 総合制御所の交替勤務者は、施設の警報表示があった場合は、直ちに所長に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、警報の種別に従い、直ちに適切な措置をしなければならない。</p> <p>(事故の報告)</p> <p>第20条 所長は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合は、遅滞なくその概況を局長に報告するとともに、速やかに報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 感電事故又は死傷事故が発生したとき。</p> <p>(2) 他人の所有し、又は管理する資産に損害を与えたとき。</p> <p>(3) 管理に属する施設又は備品が滅失し、亡失し、又は損傷を受け、その復旧費が1件20万円以上を要するとき。</p> <p>(4) 事故により工業用水の供給を停止し、又は制限したとき。</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第21条 所長は、次に掲げる防災訓練を総合制御所の実態に即して実施するほか、必要に応じ、具体的に災害を想定した総合的防災訓練を行わなければならない。</p>	<p>(1) 命令、報告及び情報連絡の訓練</p> <p>(2) 施設の機器操作訓練</p> <p>(3) 予備電源設備の操作訓練</p> <p>(4) 非常通信連絡訓練</p> <p>(関係連絡先)</p> <p>第22条 所長は、事故その他非常時の主な連絡先として、関係者の住所、氏名、電話番号等を所内の見やすい場所に掲示して、円滑な連絡が取れるようにしておかなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年7月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成24年6月19日 高知県公営企業局長 安岡 俊作</p> <p>高知県公営企業局管理規程第16号 鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程 鏡川工業用水道運転保守規程（昭和46年高知県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第14条」を「第15条」に、「（第15条―第18条）」を「（第16条―第23条）」に改める。</p> <p>第2条中「各機器」を「機器」に改める。</p> <p>第3条の見出し中「運転保守」を「運転及び保守」に改める。</p> <p>第4条第2項中「総合制御所長」を「総合制御所（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第2条に規定する高知県公営企業局総合制御所をいう。以下同じ。）の長」に改める。</p> <p>第6条中「の水量」を「の水量をいう。」に改める。</p> <p>第7条の見出し中「送・配水管」を「送水管及び配水管」に改め、同条中「送・配水管」を「送水管及び配水管」に、「当該機器」を「機器」に改める。</p> <p>第10条第1項中「翌年度の」を「翌年度の局長が」に改める。</p> <p>第11条中「作業分担区分は、」を「作業分担区分は、局長が」に改める。</p> <p>第13条中「所長は、」を「所長は、局長が」に改める。</p> <p>第18条の見出しを「（事故の報告）」に改め、同条第1号中「感電又は死傷事故」を「感電事故又は死傷事故」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。</p> <p>(警報に対する措置)</p> <p>第20条 総合制御所の交替勤務者は、施設の警報表示があった場合は、直ちに所長に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による報告を受けたときは、警報の種別に従い、直ちに適切な措置をしなければならない。</p> <p>本則に次の2条を加える。</p>
--	---	---

(防災訓練)

第22条 所長は、次に掲げる防災訓練を総合制御所の実態に即して実施するほか、必要に応じ、具体的に災害を想定した総合的防災訓練を行わなければならない。

- (1) 命令、報告及び情報連絡の訓練
- (2) 施設の機器操作訓練
- (3) 非常通信連絡訓練

(関係連絡先)

第23条 所長は、事故その他非常時の主な連絡先として、関係者の住所、氏名、電話番号等を所内の見やすい場所に掲示して、円滑な連絡が取れるようにしておかななければならない。

第17条第1項中「困難と」を「困難であると」に、「本局の電気工水課長及び発電管理事務所長」を「電気工水課長（高知県公営企業局組織規程第3条に規定する本局の電気工水課の長をいう。次項において同じ。）及び発電管理事務所長（同規程第2条に規定する高知県公営企業局発電管理事務所の長をいう。同項において同じ。）」に改め、同条第2項中「本局の」を削り、同条を第19条とする。

第16条第1項中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に、「当たらせる」を「当たらせることができるものとする」に改め、同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(事故に関する記録)

第17条 所長は、事故が発生した場合は、その種類、原因、状況、時刻、処置、連絡先その他の必要事項を記録しておかななければならない。

第15条の見出しを「(事故の防止)」に改め、同条ただし書中「事故防止の」を「事故を防止するための」に改め、同条を第16条とする。

第14条の見出しを「(設備台帳等)」に改め、同条中「各設備」を「設備」に改め、同条に次の1項を加え、第3章中同条を第15条とする。

2 所長は、設備に変更を生じた場合は、その都度速やかに設備台帳、関係図面等を訂正しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(巡視点検)

第14条 所長は、第11条の点検基準表により設備の巡視点検を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定により巡視点検を行った場合は、局長が別に定める巡視点検票に必要事項を記録しておかななければならない。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・6・15	9448	○告示	2	左 (18・19)	<u>その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。</u> <u>なお、平成24年6月高知県告示第408号(道路の区域変更)は、廃止する。</u>	<u>その関係図面は、平成24年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。</u>